

生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の改正又は設定を行うこととする生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬登録基準については参考1を参照）。

農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年3月環境省告示第31号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水域環境中予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定することとします。

なお、新たに設定する基準値は、当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
(RS)-2-[2-(1-クロロシクロプロピル)-3-(2-クロロフェニル)-2-ヒドロキシプロピル]-2,4-ジヒドロ-1,2,4-トリアゾール-3-チオン（別名プロチオコナゾール）	120 $\mu\text{g}/\text{l}$